

八事斎場再整備事業

官民対話における質問への回答

八事斎場再整備事業に関して、令和5(2023)年7月11日に実施した官民対話で受付けた質問に対する回答を公表します。

令和5年7月

名古屋市

質問 番号	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	入札説明書等に関する質問への回答	6	-	-	-	No. 51	「昨今の社会情勢等を鑑み、入札時から契約締結までの賃金及び物価変動については、市側でも考慮した上で予定価格としております」とご回答いただきました。建設物価調査会の「都市別指数（名古屋）、構造平均R C、建築」では、令和4年度の上昇率は約10.4%（令和3年度の上昇率は約6.0%）を示しておりますが、令和5年度の上昇率は、令和4年度の上昇率同等として考慮されたのでしょうか。また、異なる場合は、想定された考え方をご教示願います。	予定価格の根拠となる考え方については、お示しすることができません。
2	設計・工事請負契約約款	10	-	-	-	第35条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）	国土交通省及び愛知県等の「公共工事標準請負契約約款」に記載のある「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。」条項について、本契約約款に追加していただくことは可能でしょうか。	「公共工事標準請負契約約款」に記載のある一般的なスライド条項の内容について、設計・工事請負契約約款に追加します。
3	設計・工事請負契約約款	18	-	-	-	第74条（法令変更による増加費用・損害の扱い）	例えば、建築基準法改訂に伴う構造耐力の割増等は、第74条但し書の「本業務に直接関係する法令の変更」と考えますが、ご認識の通りでしょうか。また、受注者自らが負担する「法令変更」とは具体的にはどのような状況を想定されているでしょうか。	契約第74条ただし書きにある、「本業務に直接関係する法令の変更」とは、本業務である設計・建設業務等を直接規律し、類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の制定・改正を意味します。ご質問にあるような建築基準法が典型例であり、そのような法令の変更があった場合の増加費用は市が負担します。これに対し、本業務に影響を及ぼす法令の変更であっても、上記に該当しない法令の変更、例えば事業の内容を問わず幅広い業務に適用があるような法令の変更については、「本業務に直接関係する法令の変更」には該当せず、第74条第1文にあるとおり、それによる増加費用は受注者が負担します。ご質問にある、建築基準法改訂に伴う構造耐力の割増等は、ご理解のとおり、第74条ただし書の「本業務に直接関係する法令の変更」に該当します。
4	設計・工事請負契約約款	18	-	-	-	第76条（不可抗力による増加費用・損害の扱い）	第76条で不可抗力に伴う履行不能による増加費用・損害について、「発注者と受注者が協議の上、当該増加費用又は損害の負担を決定する。」とされておりますが、第74条の法令変更に伴う増加費用・損害の扱いと同様に「発注者と受注者が協議の上、発注者が合理的な範囲でこれを負担するものとする。」と同義と捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	要求水準書	2	1	2	(6)	整備方針	イ、大規模災害への対応 火葬業務の継続以外の対応想定	改築後の八事斎場について、避難施設等に指定する予定はありません。ただし、開場時間中に災害等が発生した場合には、待合室等を利用者の一時的な退避場所として使用する想定です。
6	要求水準書	21	2	2	(5)	エ 職員動線（ウ）	「維持管理の観点から、屋上へは最低限1か所以上、エレベーター及び階段にてアクセスできるようにすること。なお、屋上へ着床させるエレベーターの内、1台は人荷共用エレベーターとすること。」とありますが、想定している維持管理の内容、運搬する物資の概要をご教授ください。	提案内容により、屋上に設置される設備機器等が異なりますので、市からお示しすることができません。つきましては、屋上に設置される設備機器等の維持管理を踏まえつつ、要求水準書に示した仕様を満足する人荷共用エレベーターを設置してください。

質問 番号	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
7	要求水準書	27	2	2	(10)	イ 電気設備計画 (オ) 発電設備	(オ) コージェネレーションシステム 導入意図・活用等について、確認及び意見交換	業務用（保安用）発電機及びコージェネレーションシステムを導入する目的は、「①小型のコージェネレーション発電機ではないコージェネレーション発電機をバックアップを含め、複数台導入することで、省エネルギーをより意識した施設整備とすること」、「②途絶しにくい中圧ガスを利用し、コージェネレーション発電機で発電することにより、非常用発電機の燃料がなくなった場合でも、火葬業務を継続できるようにすること」、「③万が一、都市ガスの供給が停止した場合であっても、非常用発電機により一部のエリア（「要求水準書p.28 表2-11 発電設備に接続する負荷」の内、30～50%程度及び火葬炉設備（排ガス処理を除く）8炉）は火葬業務が継続できること」の3点です。 これらの目的を達成するために、容量の比率を業務用（保安用）発電機とコージェネレーションで3：7程度としておりましたが、これらが達成できれば、必ずしもその比率を満足しなければならないという訳ではありませんので、容量の比率については削除いたします。 なお、コージェネレーション設備は災害時にインフラ（電気、水道）が停止した時の運転も考慮しているため、インフラ（電気、水道）の途絶時も電源供給が可能な提案をお願いします。また、災害時にインフラ（電気、水道）が停止した時に職員が火葬業務で利用する火葬炉室や待合室についても夏季に空調が停止してしまうことが無いようにしてください。 以上を踏まえ、要求水準書を修正します。
8	要求水準書	27	2	2	(10)	設備計画	「業務用（保安用）発電機及びコージェネレーションの総容量は1,500KVA以上とし、容量の比率は業務用（保安用）発電機とコージェネレーションで3：7程度とする。」とありますが、このように要求水準を設定された意図をご教授ください。	
9	要求水準書 参考資料d	—	—	—	—	地中障害物位置図	地下埋設油タンクについて獣し棟付近の4台については油処理及び燃料タンクは撤去済で躯体解体を見込むと考えて良いでしょうか。また、擁壁付近の1台については、躯体上部スラブの撤去及びタンク内の油処理、砂の充填は完了しており、タンク自体及び残りの躯体を撤去と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	貸与資料 (設備図)	—	—	—	—	H26年度火葬炉改修工事 他 ダイオキシン類撤去特記仕様書	貸与資料の設備図面の中にダイオキシン類撤去特記仕様書がありました。その中で火葬炉のため廃棄物焼却炉の扱いに該当しないが作業は準拠するものとして…と記述がありますが、過去の工事内容において火葬炉レンガの積替や煙導取替・撤去解体等あったようですが、ダイオキシン調査結果や施工記録等においてダイオキシンが検出された事例はあるのでしょうか。ある場合、分析結果報告書等ご提示していただけますでしょうか。	ダイオキシンが検出された事例はあります。本事業においても、ダイオキシンが検出されるものと想定しておりますので、法令等を遵守するとともに、関係部署と協議の上、撤去・処分を行ってください。 なお、過去の分析結果報告書を貸与いたします。